

神労発雇均 1118 第 1 号
令和 7 年 1 2 月 1 2 日

関係機関等の代表者 殿

神 奈 川 労 働 局 長
(公印省略)

年次有給休暇取得促進「年休取得でリフレッシュ！神奈川県の魅力に触れよう」
(ポスター及びリーフレット) について

日頃より労働行政の運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、神奈川県の年次有給休暇（以下「年休」という。）の取得率(※)は、令和 6 年に 65.5%と、前年より 1.3 ポイント上昇し、過去最高を更新したものの、依然として政府目標である 70%とは未だ乖離があり、一層の取り組みが求められているところです。

このため、神奈川労働局では、年休の計画的付与制度の導入促進を図るとともに、10 月の「年次有給休暇取得促進期間」や連続休暇の取得しやすい時季（年末年始及びゴールデンウィーク、夏季）に集中的な広報を行うとともに、地域における年休を積極的に取得する機運の醸成を図っているところです。

今年度においても地域が一体となって年休の取得促進に取り組んでいただくことを目的として、神奈川県版の標記ポスター及びリーフレットを作成しましたので、貴職におかれても、本取組の趣旨を御理解いただき、同封のポスターの掲示やリーフレットの配布、広報誌への掲載等により、傘下の皆様への周知に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、リーフレットは、以下に掲載を予定しておりますので、会員向けホームページに関連付け等により周知いただく際に併せて御活用ください。

(※) 出典：令和 6 年就労条件総合調査の特別集計を基に厚生労働省雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室で集計。

○働き方・休み方改善ポータルサイト

「地域の特性を活かした年次有給休暇取得促進の取組」コンテンツ
(都道府県毎)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/area/?torikumi=4>



担当：神奈川労働局雇用環境・均等部 企画課

TEL:045-211-7357

年休取得で リフレッシュ!

神奈川県の魅力に触れよう



年次有給休暇を取得して、
家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



労働基準局広報キャラクター
「たしかめたん」



©神奈川県 かながわキンタロウ
#94



厚生労働省 | 神奈川県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ 神奈川県労働局雇用環境・均等部 ☎045-211-7357



◀ 年次有給休暇(年休)とは?

詳しくは年次有給休暇特設サイトをご覧ください!

年次有給休暇を 活用しましょう!

Point
1

地域のイベントを楽しむ



ふじさわ江の島花火大会



真鶴町 貢船まつり

Point
2

家族でイベントを楽しむ



山北町のキャンプ



都筑区 センター北駅前のイルミネーション

Point
3

神奈川の味覚を満喫!



三崎名物 マグロ丼



大山 味噌だれ豆腐

Point
4

日頃の疲れをリフレッシュ!



浜辺でヨガ



鎌倉 報国寺の竹林

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい神奈川県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう!

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

① 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

② 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。